

## VII 家計調査職業分類表

| 世帯区分    | 職業区分 | 種類          | 基準  | 内容例示   |
|---------|------|-------------|---|--|
| 勤労者世帯   | 1    | 常用労務作業者     | 官公庁又は民間に長期間雇用され、主として肉体的労働に従事している者   |  |
|         | 2    | 臨時及び日々雇労作業者 | 官公庁又は民間に30日未満の期間又は日々の契約で雇用され、主として肉体的労働に従事している者  |  |
|         | 3    | 民間職員        | 民間の鉱山、工場、会社、商店、病院、学校などに勤め、主として事務的、技術的又は管理的な仕事に従事している者<br>在日外国政府施設関係を含む。<br>なお、「7」に分類する者は除く。               | 執行役員、会計事務員、一般事務員、仕入主任、人事係長、課長、営業、所長、検事、判事、船長、高級船員、駅長、校長、教員、警察官、消防士、保線区長、現場監督、新聞記者、医師、薬剤師、工場長、研究者、機械技術者、電気技術者、大学助手、パソコン等操作員、電話交換手、鉄道専務車掌、通信士、カメラマン、看護師、写真師、外交員、デザイナー、保健師、ケアマネージャー、看護助手、歯科助手、動物看護師、講師、ラジオ・テレビアナウンサー、通訳、図書館司書、速記者など |
|         | 4    | 官公職員        | 官公庁又は官公立の病院、学校などに勤め、主として事務的、技術的又は管理的な仕事に従事している者<br>在日外国政府施設関係は民間とする。<br>なお、「7」に分類する者は除く。                  |  |
| 勤労者世帯以降 | 5    | 商人及び職人      | 独立して小規模（家族でない使用人4人以下）に商品の製造、加工、販売又はサービスを提供する業主<br>なお、「6」に分類する者は除く。  | たばこ店主、魚店主、菓子店主、洋品店主、写真店主、染物店主、質店主、理髪店主、表具店主、行商、ブローカー、大工、庭師、アパート経営者、個人タクシー運転手など   |
|         | 6    | 個人経営者       | 独立して個人組織で大規模（家族でない使用人5人以上）に商業、工業、サービス業などを経営してその企画管理に従事する者   | 大商店主、大工場主、私立病院経営者、私立学校経営者、パチンコ店経営者、食堂経営者、不動産業経営者など   |
|         | 12   | 農林漁業従事者     | 独立して農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家きん・その他の動物の飼育、林木の育成・伐採・搬出、水産動植物採捕・採取・養殖などの仕事に従事している者                                  | 農耕作業者、養蚕作業者、養畜作業者、伐木作業者、育林作業者、漁ろう作業者、あま、海草・貝採取作業者、水産養殖作業者など  |
| 世帯世帯    | 7    | 法人経営者       | 法人組織（合名、合資、有限、株式会社等）で家族でない使用人5人以上を雇用する会社、団体などの役員<br>なお、「3」、「4」に分類されるべき者でも、程度の高い企画管理、行政事務又は監督事務に従事する者は含める。 | 社長、取締役、監査役、理事、銀行頭取、相談役、大臣、長官、事務次官、局長、総裁、知事、副知事、市長、区長、町長、村長、地方公共団体の会計管理者、教育委員など   |
|         | 8    | 自由業者        | 個人で自分の専門の技能や知識を内容とする仕事に従事する者<br>ただし、雇用されている者は除く。  | 弁護士、公認会計士、開業医、助産師、建築士、あん摩マッサージ指圧師、僧侶、神職、画家、図案家、著述家、作曲家、行政書士、評論家、生花教授、コンサルタントなど   |
|         | 9    | その他         | 「1」～「8」の分類に当てはまらない者   | 議員、芸能人（歌手、俳優など）、モデル、職業スポーツ家（野球選手、競輪選手、力士など）、内職者など  |
|         | 10   | 無職          | 職業のない者  | 年金生活者、失業者、住み込みの家事使用人（お手伝いなど）、住み込みの営業上の使用人、主婦など   |
|         | 11   | 家族従業者       | 家業に従事している者  |  |

(注) 世帯区分は世帯主の職業により分類している。